

議提案第 2 号

白岡市議会委員会条例の一部を改正する条例

白岡市議会委員会条例（平成 24 年白岡町条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 2 号中「環境課」の次に「及び文化・スポーツ振興課」を加え、同項第 4 号を次のように改める。

(4) 広聴広報常任委員会 8 人

ア 議会の広聴に関する事項

イ 議会広報の編集、発行等に関する事項

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 2 項第 4 号の改正規定は、同年 6 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

行政組織の改編及び議会改革・活性化に関する取組に伴い、本条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。